

## 米の放射性物質調査に関する Q &amp; A

Q 米の放射性物質調査は、どのように行うのですか。

- 1 米は、
  - ① 国民の主食であり摂取量が多く、野菜等の他品目と比べ生産量も多いことに加え、長期保存が可能であり、
  - ② 生産農家数も極めて多く、麦と異なり農家による直接販売等を含め多様な流通形態にあります。
  
- 2 このため、米の放射性物質調査は、土壤中の放射性セシウム濃度が高い市町村等において、
  - ① 収穫前の段階で、あらかじめ放射性物質濃度の傾向を把握するための予備調査
  - ② 収穫後の段階で放射性物質濃度を測定し、出荷制限の要否を判断するための本調査の二段階で実施されます。

特に、予備調査の結果、放射性セシウム濃度が一定水準（200Bq/kg）を超えた市町村においては、本調査で重点的に調査することとし、作付面積で概ね15haに1点（概ね集落毎に1点に相当）の試料採取を行うなど、入念に調査が行われます。
  
- 3 このほか、都県が自主的に選定する市町村においても、調査が実施されます。
  
- 4 本調査の結果、放射性セシウム濃度が暫定規制値を超えるものが検出された場合は、原子力災害対策特別措置法に基づく本部長指示により、旧市町村（又は市町村）単位で出荷が制限されることとなります。
  
- 5 なお、本調査の結果が全て判明するまでの間、関係都県の知事から、当該市町村の全域における米の出荷自粛が要請されます。

Q 本調査（収穫後の調査）において重点的に調査すべき区域とするかどうかを判断するのに、200Bq/kgを用いるのはなぜですか。

- 1 予備調査において200Bq/kgを超えた市町村については、本調査において重点的な調査を行うこととしておりますが、この200Bq/kgは、国内産のものが主体として消費者に提供されるという米の特性等を踏まえ、暫定規制値（500Bq/kg）の2分の1の数値を、切り下げて適用することとしたものです。
- 2 なお、この200Bq/kgという水準は、販売を制限するかどうかではなく、あくまで本調査において重点的な調査を行うかどうかを判断するための目安です。

Q 本調査（収穫後の調査）の結果、出荷制限が行われることとなった場合、出荷制限が解除されることはないのですか。

米は一年一作であるため、出荷制限が行われた場合、平成23年産米については、出荷制限の途中解除は行われません。

Q 出荷制限の実効性は、どのように確保されるのですか。

- 1 出荷制限の対象となった区域で生産された米については、食糧法省令の改正により、出荷・販売を禁止し、廃棄処分を義務づけることとしています。
- 2 併せて、米は長期保存が可能なことも踏まえ、出荷制限に係る損害賠償の請求とリンクさせるなどにより、出荷制限の対象となった区域で生産された米の隔離・処分が確実に行われるよう、国・都県・市町村・関係団体が一体となった取組みを推進することとしています。

Q 出荷制限の対象となった米の処理は、どのように行われるのですか。

- 1 出荷制限の対象となった区域で生産された米については、隔離・処分が確実に行われるよう、国・都県・市町村・関係団体が一体となった取組みを推進することとしています。
- 2 具体的には、これらの関係者が共同して、米を関係都県・市町村の管理の下で集約した上で、環境省等から示された方針も踏まえて行われる関係都県の指示に従って、適切に廃棄を行うこととなります。